

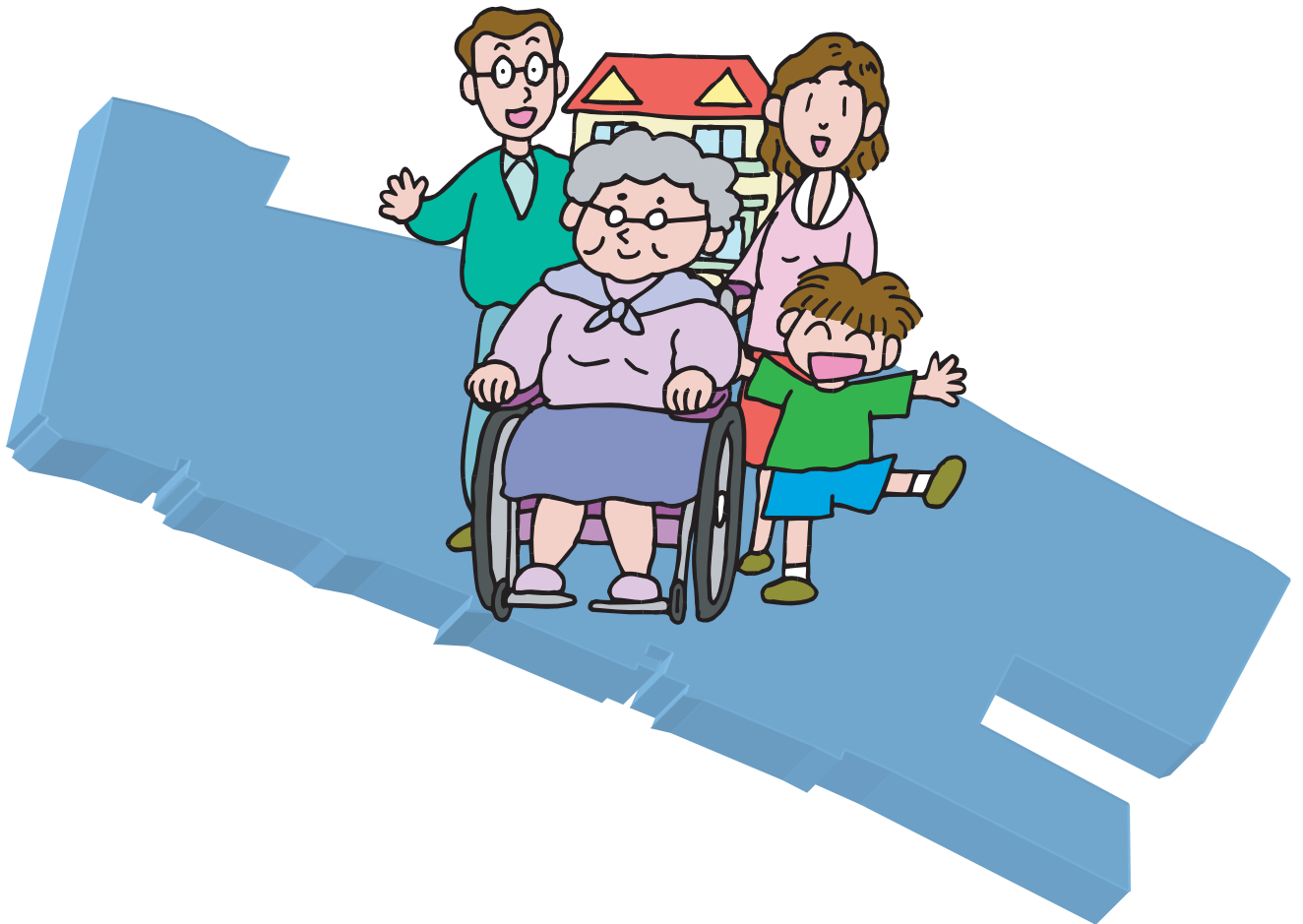


美浜区PR版

基本目標

みんなが主役！こころ豊かな美浜^{まち}づくり

美浜区地域福祉計画



計画期間 平成18～22年度

千葉市

地域福祉ってなんだろう

地域福祉とは、行政、地域住民、地域活動者、福祉サービス事業者などが、地域にある福祉に関するあらゆる社会資源を活用し、地域ごとに特色ある活動を行い、すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくることです。

このためには、行政には、福祉サービスの充実や安心してサービスを受けられる環境づくりに加え、総合的なサービス展開が求められ、一方、住民にも福祉の担い手として様々な活動への積極的参加が期待されます。

美浜区地域福祉計画は、こうして生まれました

地域福祉計画は、その策定過程が重要といわれています。

地域の独自性や主体性を尊重し、また、福祉サービス利用者の視点を取り入れるには、市民主体の計画づくりが必要です。

市民の価値観、生活様式は多様化し、福祉サービスの提供者は行政だけでなく一人ひとりの市民が福祉の担い手となる時代へと変わりつつあります。

このため、美浜区においては、平成16年4月に4つの地区フォーラムを設置し、63名の委員により、毎月、地区フォーラムを開催し、身近な問題から課題を設定し、その解決策の検討を行ないました。

委員構成は、地域福祉推進の担い手となる地域住民の参加が不可欠であること、また、福祉分野の横断的な取り組みが必要であることから、要支援者、町内自治会、老人クラブなどの地域住民、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティアなどの社会福祉活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営む者など、幅広い分野から参加しています。

なお、市町村による地域福祉計画の策定は、平成12年に改正された社会福祉法に定められたものです。



STEP 1

区域を4つに分け、それぞれに設置した地区フォーラムでは、身近な問題を生活課題として整理し、その解決策を検討しました。



STEP 2

美浜区地域福祉計画策定委員会では、各地区フォーラムから報告された検討内容について協議しました。



STEP 3

中間報告会を開催し、地域福祉計画の目的や内容、策定過程を市民に周知し、また、意見を頂きました。



STEP 4

作業部会では、各地区フォーラムでの意見をもとに計画案のとりまとめ作業を行いました。

身近な問題（生活課題）を出し合いました

地区フォーラムでの主な意見

- ・地域福祉の取り組みにおいて、どの部分を行政、どの部分を市民団体が行うのが適切か明確でない。また、行政のボランティアに対する支援が十分でない。
- ・障害者等が手軽に利用できる代行サービスがない。
- ・私達が住む団地で「孤独死」があり、一週間誰にも発見されませんでした。団地の共同住宅は密室性が強く、連絡が閉ざされ、発見が遅れる場合もあります。
- ・小学校、幼稚園、保育園での外部侵入者から、児童を守るための対策が不十分です。
- ・隣の人や誰かも分からない市民が集合住宅では多い。プライバシー立ち入りの原則に誤った理解があるようだ。
- ・近所付き合いのない独居高齢者は、物事の相談、話し相手がないので不安である。

基本方針 1 市民主体による協働のまちづくり

地区フォーラムでの主な意見

- ・外国の方が増えている。中国残留孤児の方などに対する母国語による説明パンフが不十分である。
- ・身体障害者が増加する中、身体障害者相談員をやっている地域でも地域の障害者名簿を閲覧できない。地域在住障害者の把握はどうしたらよいか？
- ・団地内で障害者委員会を立ち上げてもらっても、責任者もどこに障害を持っている方がいるかわからず（プライバシー重視のあまり）連絡を取れずにいる。
- ・支援費制度の使い方が、具体的によくわからない。
- ・行政の相談窓口は、相談コーナーが無く、相談に対応する窓口の人の力量にも差がある。
- ・自分に不都合を感じた時、民生委員・児童委員や福祉事務所を訪ねるのは、かなり敷居が高い。

基本方針 2 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり

地区フォーラムでの主な意見

- ・エレベーターが無い5階建ての集合住宅では、高齢者はゴミだし、買い物など日常生活に不便を感じている。
- ・自宅に住み続けたいが、孤独死が心配。かといって施設には入れないし入りたくない。
- ・在宅介護のバックアップ体制が不足していて、家族に負担がかかっている。
- ・普段、高齢者と同居していなくて、高齢者と子どもの触れ合う機会が少ない。また、引きこもりがちになる高齢者が増えている。
- ・地域で障害のある子とない子が、共に遊び学ぶ機会が少ない。障害に対する理解が進まない。
- ・地域活動の拠点がない。
- ・子どもが安心して遊べる場所がない。
- ・いろいろな障害者の福祉施設が、美浜区にはない。

基本方針3 誰でも暮らしやすい環境づくり

地区フォーラムでの主な意見

- ・市民による高齢者向け福祉サービスについて、資金力がなく困っている。社会福祉協議会からの財政的支援が欲しい。
- ・社会福祉協議会には、これからの担い手として頑張ってもらいたい。
- ・社協と地区部会の連携が充分とれていない。
- ・地域から孤立した高齢者は、孤独感や不安感が強くなる。緊急事態に援助が受けられない可能性がある。
- ・災害時に、障害者、高齢者およびその介護者が避難するには、手助けが必要、また、どこに住んでいる人が対象なのかが、事前にわからないと対応が難しい。
- ・一部の障害をもった方が、早朝にゴミ出しをしている。障害の姿を見られたくないという意識が働いている。
- ・精神障害者のグループホーム、作業所等施設をつくる時、迷惑施設として反対される。自閉症の子どもを持つお母さんが「子どもがバスの中で騒いだりすると乗客の多くが振り返るので、その視線が辛い。そのため、後部座席でなく前部席に座るようにしている」。これはひとつの事例だが、もっと障害に対する理解を深めて、心のバリアを無くして欲しい。
- ・病院に手話通訳のボランティアがない。
- ・男性と若年層のボランティア活動参加が少ない。

基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

計画は4つの基本方針を基に構成されています

基本目標

まち

みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり

高齢者や障害者と分けるのではなく、高齢者も障害をもつ人も、子育て中のパパ、ママも、子どもたちも、すべての人が隔てられることなく、美浜区の大切な住民です。

さまざまな個性や価値観をもつ人がいるからこそ、真の意味で豊かなまちとなれるのではないのでしょうか。地域みんなが主役になれるまち、多様な価値観を排除するのではなく一つひとつに向き合ってこそ「豊かなまち」であると考えられます。

4つの基本方針

15の施策の方向性

39の今後の取組み

I 市民主体による協働のまちづくり


- 1 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援
 - (1) コミュニティビジネスによる地域住民の生活支援
 - (2) 小学校区を単位とした「(仮) 地域福祉まちづくり会議」の設置
- 2 安心、見守り体制の構築
 - (3) 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築
 - (4) 学校と地域の連携した防災訓練の実施
 - (5) 災害発生時の対応マニュアルの整備
- 3 地域の世話役づくり
 - (6) 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化
 - (7) 新しい近隣づくり活動
- 4 市民に身近な公的支援
 - (8) 区役所の機能の活用と窓口サービスの向上

II 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり

- 5 情報発信の強化
 - (9) コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供
 - (10) 回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示
 - (11) 市政だよりの対象者別翻訳版の作成
 - (12) 福祉サービス情報提供の携帯メール活用
- 6 身近な相談者の確保
 - (13) 民生委員・児童委員と地域組織との協力体制の充実
 - (14) 支援を必要とする人（要支援者）とのコミュニケーション

7 相談窓口の機能強化

- (15) 相談履歴の電子化
- (16) 相談窓口への補助員配置
- (17) あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の設置



Ⅲ 誰もが暮らしやすい環境づくり

8 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保


- (18) 住宅の耐震補強、バリアフリー化
- (19) 高齢者世帯等の住み替えの支援
- (20) コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進
- (21) 障害者・高齢者の地域での雇用促進
- (22) 地域ケアセンター機能の検討
- (23) 在宅医療福祉の充実

9 居場所、交流の場づくり

- (24) 小中学校の余裕教室・空き教室活用
- (25) フリースペースの確保と運営管理体制の検討
- (26) 町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用
- (27) 空き家、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

10 交通手段の充実

- (28) 福祉バス、低床バス、移送サービスの導入



Ⅳ 福祉を支える仕組みづくり人づくり

11 社会福祉協議会の機能強化

- (29) 地域福祉権利擁護事業の充実
- (30) 成年後見制度の利用支援

12 災害時における要介護者の避難支援

- (31) 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり
- (32) 災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

13 「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」

- (33) 障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保障
- (34) 高齢者・児童虐待予防
- (35) 福祉教育の充実
- (36) プライバシーを尊重した福祉活動の推進

14 ボランティアセンターの機能強化

- (37) 美浜区ボランティアセンターの機能の充実
- (38) ボランティアリーダーの養成

15 総合的な福祉施策の推進

- (39) 市民参加条例制定と条例に基づく各種施策の推進

計画の具体的な取組み

基本方針1 市民主体による協働のまちづくり

施策の方向性(1)町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援

(1) コミュニティビジネスによる地域住民の生活支援

コミュニティビジネスは、市民が主体になって地域の困った問題を地域の人材やノウハウ、施設、資金などを活かして、ビジネスの手法で解決していくことです。

これによって、個人の働きがいや生きがい、地域ニーズに合った社会サービスの提供、雇用の場の創成、生活文化の継承などの効果が期待できます。

(2) 小学校区を単位とした「(仮) 地域福祉まちづくり会議」の設置

美浜区は、転入、転出による市民の入れ替わりが多く、自治会の結成や市民同士の自主的な活動もままならない地域があります。

そこで、地域住民のふれあいの場、市民の合意の形成や行政への提言の場として、日常生活圏域である小学校区毎に「(仮称) 地域福祉まちづくり会議」の設置を目指します。

社会福祉協議会真砂地区部会では、各委員会、事務局、広報に分かれて福祉活動を実践しています。

(1) 高齢者福祉委員会

- ・ふれあい食事サービス事業（ふれあい食事会、宅配）の開催（共催）
- ・結婚50年を祝う会の開催
- ・昼間独居の高齢者と児童との交流会の開催
- ・地区内の高齢者をめぐる諸問題について、各老人クラブとの交流会を開催

(2) 障害者福祉委員会

- ・障害者の方々の社会見学日帰りバス旅行の実施
- ・障害者の方々との「ふれあい交流会」

(3) 児童母子福祉委員会

- ・育児サークル（子育て支援）の開催
*毎月第3水曜日 真砂コミュニティセンター3F 和室で 年12回開催。
- ・成人まで子育てした（母子家庭）“お母さんを慰労する”を成人式後に行う。
- ・青少年育成事業の支援（各中学校区青少年育成委員会の標語看板管理費）

(4) ボランティア委員会

- ・ふれあい食事サービス事業（ふれあい食事会、宅配）の開催（共催）
- ・調理、宅配ボランティアの方々と、情報交換を含め、交流会を開催。
- ・ボランティア団体との交流会（共催）
- ・中学生のボランティア体験

(5) 福祉ネットワーク委員会

- ・ふれあいいいききサロン（4ヶ所）の運営調整
- *真砂1丁目団地管理組合集会所（真砂1丁目） 第1土曜日
雇用促進住宅検見川自治会集会所（真砂2丁目） 第4木曜日
真砂第4小学校（真砂3丁目） 第2金曜日
真砂第3小学校（真砂4丁目） 第3火曜日
- * 8月を除く毎月1回開催。100円会費でどなたでも参加できます。
- ・ボランティア団体との交流会（共催）
- ・近隣地区部会との交流会
- ・講演会

福祉活動の取組事例

施策の方向性(2)安心、見守り体制の構築

(3) 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築

孤独死、孤立、孤独の問題が発生しており、住民同士の支え合いやコミュニティの再構築が求められています。

そこで、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域住民が主体となり行政と協働でつくる「あんしん支え合いネット」の構築を提案します。

拠点には相談員を配置し、家庭のよろず相談ごとや緊急事態に対応します。

(4) 学校と地域の連携した防災訓練の実施

大地震の発生に備えて、初期の防災活動をいち早く的確に行えることを目的とした防災訓練が不可欠です。

災害が広範囲に及んだ場合を想定し、中学生以上の市民による炊き出しの協力や、学校、地域が連携した防災訓練を目指します。

幸町での学校と地域の連携した避難訓練の実施

幸町2丁目地区に指定された「広域避難場所」は、幸町第一中学校と幸町第四小学校（旧幸町中央公園跡）の校舎と校庭である。

地区内の推定人口は約2万5千人、毎年2月に消防署の協力を得て開催している防災訓練は、「広域避難場所」を想定した訓練を中心に実施。特に昼間時の災害発生時の防災は、中学生の活躍が中心となり毎回有志の訓練参加で成果を上げている。

福祉活動の取組事例

(5) 災害発生時の対応マニュアルの整備

災害発生時に、とっさに身を守ったり、火災などの二次災害を防ぐためには、避難に際しての注意事項、一次・二次持ち出し品リスト、近隣との安全、情報についての確認方法、地域毎の避難場所リストなどが必要です。

そのため、地域の防災対策として、住民の啓発・啓蒙と災害発生時の的確な対応を図るために、「地域でつくる災害マニュアル」を作成し、すべての住民への周知を図ります。

施策の方向性(3) 地域のお世話役づくり

(6) 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化

地域福祉を推進するために、町内自治会、民生委員児童委員協議会、コミュニティづくり懇談会、社会体育振興会、コミュニティセンター運営委員会、社協地区部会、青少年育成委員会、コミュニティセンターサークル連絡会などの、地域活動団体の連携強化を目指します。

(7) 新しい近隣づくり活動

集合住宅中心の住宅環境では、最も身近な生活を共有できる単位は、階段・エレベーター・通路（廊下）等になります。

日常生活の問題、子育てや介護の問題等の支え合う近所付き合いを通じて、近隣での人間関係を豊かなものにしていくことが重要です。

団地祭りや旅行等の文化・スポーツ行事が、参加して楽しく、近隣同士の触れ合いや交流が深まることに努力すること、青少年が高齢者や障害者を支え、心身共に健全に育つまちづくりに努めることを、一人ひとりが自覚することを目指します。

施策の方向性(4) 市民に身近な公的支援

(8) 区役所の機能の活用と窓口サービスの向上

土日、夜間における区役所会議室の開放など、区役所機能の活用を進めます。

なお、その際には住民に関わるプライバシーが集積されているなど、区役所という特殊な施設の開放である点に十分な配慮と注意が必要です。

また、美浜区保健福祉センターには、地域保健福祉活動への参加を推進するため、社会福祉協議会区事務所、ボランティア活動室などを設置します。

基本方針2 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり

施策の方向性(5) 情報発信の強化

(9) コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供

必要な情報を必要な時に手に入れることができれば、また普段から気軽に情報に触れることができれば、いざというときの不安が軽減できます。

コンビニなど身近な場所に置かれている求人情報誌のように、誰でも気軽に福祉情報に触れることができるよう、地域での福祉情報誌の作成を目指します。

(10) 回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示

紙ベースでの回覧板では、緊急を要する情報の伝達や、過去の情報を再度確認したい場合などに問題があります。

そこで、行政・社協などが発信する回覧板情報を希望者に対してメールで発信したり、過去の情報を含めてホームページ上で検索できるような仕組みの構築を目指します。

(11) 市政だよりの対象者別翻訳版の作成

市政だよりにには、大量の情報が掲載されていますが、その中から自分に必要な情報を選択することは、視力や判断力の衰えた高齢者、障害児・者にとって難しい場合もあります。このため、対象者別翻訳版の作成と配布を目指します。

例えば、美浜区の高齢者が必要とする情報を市政だよりの中から選択し、読みやすいように文字サイズを拡大し、難しい用語については、簡単な言葉に置き換えたり、注釈を加えたりした高齢者向け市政だよりをボランティアが作成し、地域情報の提供を行います。

(12) 福祉サービス情報提供の携帯メール活用

保育園で掲示板や資料配布により提供している犯罪情報やインフルエンザの発生情報などを、携帯サイトや携帯電話のメール機能を利用し、迅速・正確に情報提供サービスに登録された保護者等へ提供する事業を、民間事業者によりモデル実施します。

施策の方向性(6) 身近な相談者の確保

(13) 民生委員・児童委員と地域組織との協力体制の充実

市民の生活課題の増大や複雑化にともない、民生委員・児童委員は地域における課題を把握し、地域に課題を提起することで、町内自治会等との協力体制をより充実させることを目指します。

(14) 支援を必要とする人（要支援者）とのコミュニケーション

地域の中には様々な生活課題を抱えている人や家族がいますが、課題を抱えている人の中には地域から孤立し、自ら声をあげにくい人も多くいます。

要支援者が心を開くには、近所の住民が挨拶等の声をかけ、ささいな手助けから交流し、相談窓口の情報等をそれとなく知らせる事に努めます。

個人のプライバシーを十分に尊重しながら、コミュニケーションを深め地域住民等による日常の支援に結びつけていく必要があります。

施策の方向性(7) 相談窓口の機能強化

(15) 相談履歴の電子化

多くの人から様々な相談が寄せられている相談窓口では、その相談内容と解決方法を電子化し、蓄積することで、窓口対応の迅速化を図ります。

相談履歴により、相談者のこれまでの相談内容を把握した上での対応や、相談に対する適切な解決パターンを見つけ、今後の相談に生かすことも可能になります。

また、個人が特定できないようにした上で、相談内容や解決方法をホームページで公開することで、相談者が自分で類似事例を検索し解決することも可能となります。

(16) 相談窓口への補助員配置

保健福祉総合相談窓口を強化し、相談を解決するまできめ細かく支援するため、相談窓口への補助員配置を検討します。

また、勤労者区民の利便性を考慮し、相談窓口の受付時間延長についても検討します。

(17) あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の設置

介護保険制度の改正により、相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを主な機能として持ち、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関となる「あんしんケアセンター」が、平成18年度から区内に2か所設置されます。

センターの設置により、住み慣れた地域でのきめ細やかな相談・マネジメントが期待できます。

基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり

施策の方向性(8) 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保

(18) 住宅の耐震補強、バリアフリー化

美浜区では、昭和56年の耐震基準前に建築された住宅が、約77%を占めています。

このため、耐震診断や耐震改修費用の助成など、既存の住宅の安全性を確保する取り組みを進めています。

また、バリアフリーが標準的な仕様として定着することを目指し、その効果や手法について積極的に情報提供を行い、市民や民間事業者の啓発に努めるとともに、住宅の改修費用に対する助成制度等を活用することにより、バリアフリー化を進めます。

(19) 高齢者世帯等の住み替えの支援

集合住宅の上層階に高齢者世帯が居住している場合、低層階に空き家が生じたり若年世帯が居住している場合に、高齢者世帯の低階層への住み替えを行うことは、日常生活上の支障を緩和する手段として有効です。

このため、住み替え先となる低階層の空き家に関する情報提供や住み替えに係る経済的負担を軽減するための方策等について検討します。

また、高齢者が子どもなどの家族と同居・近居することは、高齢者の不安感・孤独感の軽減を図れることから、そのような住み替えについても検討します。

(20) コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進

近年、入居者同士がお互いに支え合い、安心して暮らせる住宅として、複数の世帯が生活の一部を共有するコレクティブハウジングなどの新しい住まい方への関心が高まっています。

これらの新しい住まい方は、高齢者や子ども、子育て中の親など多様な世代が互いに交流する機会を与え、高齢者の不安感や孤独感の解消、子育ての孤立防止が図れます。

このため、民生委員や町内自治会、地域住民などへ、多様な住まいの情報提供などを行います。

(21) 障害者・高齢者の地域での雇用促進

障害者・高齢者の地域での雇用の場は、次第に増えつつありますが、今後も地域での雇用促進を図るNPO活動の支援や、民間企業等の協力を得て、雇用の場の確保を図ります。

(22) 地域ケアセンター機能の検討

例えば、高洲保健センター跡施設と美浜いきいきプラザ、周辺既存施設の連携を深め、継続的あるいは一時的に、ケアハウス、グループリビング、グループホーム、図書館、レストラン、野菜の直売店、福祉作業所の製品、手作り品等を守る店舗、風呂等の機能を持つ「地域ケアセンター」として、様々な人々の集える場の設置を検討します。

(23) 在宅医療福祉の充実

在宅医療に関しては、一人ひとりが病気になった時ばかりでなく、各自が病気予防についても気軽に相談できる、かかりつけ医を持つように努力することが必要です。

在宅福祉に関しては、あんしんケアセンター(地域包括支援センター)を中心に、在宅療養者の抱えるさまざまな問題が解決されることにより、介護の担い手の負担も軽減されることが期待されます。

施策の方向性(9)居場所、交流の場づくり

(24) 小中学校の余裕教室・空き教室活用

小中学校はだれもが行きやすい場所にあり、調理室、工作室など設備もあるので、活動の場として利用できることが期待されています。

地域の人々が学校に出入りすることは、子どもとの交流も生まれ、子どもを地域で見守り育てること、地域の教育力の活用にもつながります。

しかし、セキュリティ、児童の個人情報の管理や施設改修費用等の問題があり、なかなか進まないのが現状です。

今後は、地域の実情に合わせて、その担い手と学校、教育委員会など関係者で検討を行ない、余裕教室・空き教室の活用を進めていきます。

(25) フリースペースの確保と運営管理体制の検討

子ども・子育て中の家族、高齢者、障害者など、それぞれが独自に集まる場、あるいはだれでも参加できる制約のない場など、いろいろなフリースペースが考えられます。

たとえば、知的障害児の親と子のフリースペースとしては、放課後や長期休暇中など、知的障害児が学校以外に地域で過ごせる居場所がないので、自由に気軽に集まれる場・交流の場が望まれています。

運営体制は、障害児家族や子どもが大きくなった先輩家族が協力して行い、ボランティアが支えるという形態にするなど、今後検討を進めていきます。

ディアフレンズ美浜での地域交流の取り組み

- ・地域交流スペースを地域自治会や地域サークルに無料で提供し、入所者も自由に参加できる活動を行っている。たとえば、町内自治会総会（入所者も自治会員）、車椅子ダンス、簡単な手工芸、コンサートなど。
- ・中庭のオープンスペースを使って、地域の人に呼びかけて、夏祭りをしている。
- ・現在約280名がボランティア登録をしているが、初心者のために2日間のボランティア講座を開いている。（希望により随時開催）

稲毛第二小学校『いのちの森の日』

○概要

校庭の片隅に作られた学校ビオトープ（いのちの森）を使って月に1回行われる自然観察を中心としたイベントで、地域の人との交流になっている。稲浜中学校区育成委員会と青少年育成相談員、学校の協力で行われている。

○イベントの内容

自然観察やビオトープ整備のほかに、季節を取り入れた活動がある。たとえば、豆まき、ホタル鑑賞会、木の枝や木の実を使ったクラフトづくり、クリスマス会など。その他にも校庭にかまどを作り七草粥やカレー、豚汁などを作ったり、ダンボールで手作りした小屋でコーヒー・お茶など飲み物をサービスする「森のカフェ」を開いたりして、地域の人と共に楽しんでいる。

福祉活動の取組事例

(26) 町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用

町内自治会や公営住宅、民間集合住宅の集会所などの中には、十分に活用されていない施設もあります。

地域の共有財産として、有効に活用していくことを目指します。

(27) 空き家、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

高齢者が子どもとの交流を通じて社会参加・社会貢献する場や育児サークルなど、地域コミュニティの形成や世代間交流を促進する事業を実施する場として、近年、増加している空き家等を活用することが考えられます。

また、空き店舗を利用して、障害者用のデイサービスを行ったり作業所として利用することも検討します。

基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

施策の方向性(11)社会福祉協議会の機能強化

(29) 地域福祉権利擁護事業の充実

地域福祉権利擁護事業は、介護保険制度や支援費制度など、福祉サービスが措置制度から利用者が選択・契約して利用する制度に移行する中で、判断能力が十分でないため、ひとりでは日常の金銭管理や福祉サービスを選択して利用することができない高齢者や、知的・精神障害者の方で家族等による支援が困難な場合に、生活支援員を派遣して自立した生活を送れるよう支援するものです。

相談者のほとんどが高齢者であり、今後、急速に高齢化が進む中で、その利用者の増加が見込まれることから、千葉市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」の職員を含めた実施体制の充実が必要です。

(30) 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的・精神障害者など、判断能力が不十分になった人が損害や被害を受けるのを防ぎ、その権利を保護するため本人の判断能力に応じた法律行為や財産管理を目的とした制度ですが、裁判所への申請件数はまだ少なく、制度の周知と普及促進を図ります。

施策の方向性(12)災害時における要介護者の避難支援

(31) 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

そのような人たちから、災害が起きた時どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておきます。

防災訓練の際には、サポートが確実に実行できるよう、支援者の訓練を行うようにします。

(32) 災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

介護サービス事業者は、日頃の活動の中で要介護者、要支援者の居住状況や生活状態を、通所施設事業者は施設を利用する障害者の状況を把握しており、災害発生時には、安否確認など生命に関わる有効な手段を実施することが可能です。

介護サービス事業者等と、災害発生時における安否確認の協定の制度化を検討します。

基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

施策の方向性(11)社会福祉協議会の機能強化

(29) 地域福祉権利擁護事業の充実

地域福祉権利擁護事業は、介護保険制度や支援費制度など、福祉サービスが措置制度から利用者が選択・契約して利用する制度に移行する中で、判断能力が十分でないため、ひとりでは日常の金銭管理や福祉サービスを選択して利用することができない高齢者や、知的・精神障害者の方で家族等による支援が困難な場合に、生活支援員を派遣して自立した生活を送れるよう支援するものです。

相談者のほとんどが高齢者であり、今後、急速に高齢化が進む中で、その利用者の増加が見込まれることから、千葉市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」の職員を含めた実施体制の充実が必要です。

(30) 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的・精神障害者など、判断能力が不十分になった人が損害や被害を受けるのを防ぎ、その権利を保護するため本人の判断能力に応じた法律行為や財産管理を目的とした制度ですが、裁判所への申請件数はまだ少なく、制度の周知と普及促進を図ります。

施策の方向性(12)災害時における要介護者の避難支援

(31) 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

そのような人たちから、災害が起きた時どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておきます。

防災訓練の際には、サポートが確実に実行できるよう、支援者の訓練を行うようにします。

(32) 災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

介護サービス事業者は、日頃の活動の中で要介護者、要支援者の居住状況や生活状態を、通所施設事業者は施設を利用する障害者の状況を把握しており、災害発生時には、安否確認など生命に関わる有効な手段を実施することが可能です。

介護サービス事業者等と、災害発生時における安否確認の協定の制度化を検討します。

施策の方向性(13)「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」

(33) 障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保障

交通バリアフリー法は、障害者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、様々な政策手段を組み合わせ、道路、駅、建築等生活環境面での物理的なバリアの解消に積極的に取り組むことを目的としています。

だれもが安全・安心に通行できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。

(34) 高齢者・児童虐待予防

児童虐待については、家族に対する啓蒙活動や相談員の専門能力の向上などの対応が考えられます。

- ①ネグレクトなどの虐待問題の周知を図るポスターの作成
- ②相談員等権限を持つ人の資質の向上、充実
- ③親へのセミナー、講演会等の実施
- ④母子手帳交付時、健診時の指導強化
- ⑤地域での取り組みにより社会全体の子どもとして育てる環境づくり

高齢者・児童の虐待に介入する福祉職には、団体の倫理綱領の実践が求められます。

(35) 福祉教育の充実

- ①地域の福祉に関わる人々と福祉拠点から学ぶ福祉教育の充実

地域に住む福祉課題を持った当事者や家族、支援者と交流すること、地域の福祉拠点でボランティア、職場体験をすることで、社会問題への関心を高め、地域社会の一構成員として社会づくりに参加する意義を深めます。

- ②学校での福祉教育の充実

全ての学校を対象に「共に生きる」という対等な立場からのノーマライゼーションを基本とした福祉教育が必要です。地域に住む福祉課題を持つ当事者や福祉活動に関わる人々を中心として指導を実施することは、生きた情報や知識を子どもたちに伝えることができます。

- ③福祉人材に対する資質向上を目指した研修

現在、福祉の現場で活動している人材（有償無償を問わず）の資質の向上のための研修が必要です。福祉に関する知識や技術を深めると共に、様々な場面に直面した時に考え、対処できる問題解決能力の養成や人権尊重の理念を身につけることが求められます。

- ④福祉啓発のための取り組み

福祉への理解を進めるために、一般への福祉入門講座や学校の教職員、消防、警察、医療機関をはじめとする他の職業分野の人々に対し研修を実施し、偏見や無理解の解消に努め、ハンデを持つ人に対するより良い接し方を伝えます。

(36) プライバシーを尊重した福祉活動の推進

プライバシーの保護に配慮した福祉活動の推進は、人権を尊重した質の高い援助のための要件の一つです。

福祉活動を行なう際の個人情報の漏えいを防ぎながら、福祉課題を持つ人々の情報を適切に管理し活用する仕組みを構築すると共に、福祉人材養成の中でプライバシーに関する講義等を行なうことも必要となります。

個人情報の取り扱いに関しては、支援に関わる従事者の人権意識の向上と守秘義務の遵守のほか、情報整理のシステムと責任体制を明確にし、その取り扱いに十分留意します。

施策の方向性(14) ボランティアセンターの機能強化

(37) 美浜区ボランティアセンターの機能の充実

近隣住民同士のボランティア活動は、交通費、移動時間がかからない、地域の実態をよく知っているなどのメリットがあります。また、今後は、電球の交換、買い物の付き添いなど、日常生活型ボランティアの需要も見込めます。

このため、美浜区保健福祉センターの整備に合わせてボランティアセンターを設置し、地域に密着したきめ細かなボランティア活動を推進します。

(38) ボランティアリーダーの養成

ボランティア活動を充実させるため、専門研修の実施などリーダーの養成に努めます。

リーダーには、ボランティア活動を円滑に進めるためのコーディネート、ボランティア活動中に発生するトラブル等への対応、関係団体との連絡調整などが期待されます。

市立海浜病院では、平成8年から地域住民によるボランティア活動が行われ、活動が定着しています。

名称：ボランティアみはま

目的：無償を原則に社会福祉の発展に寄与する

組織：高洲保健センター主催「ヘルス・ボランティア」教室修了者により構成

会費：200円/月

会員数：平成16年3月現在 50名

病院内での活動内容

- ・総合案内（受付ホール）・おしぼり作成（入院患者身体清拭用）
- ・医療機材修理・点検（器具・機器等の点検と小修理）、ベッドメイキング
- ・クリスマス行事（手品・バンド演奏等）

延べ活動人員（平成16年度880名/年）

福祉活動の取組事例

施策の方向性(15) 総合的な福祉施策の推進

(39) 市民参加条例制定と条例に基づく各種施策の推進

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、安心して地域で住み続けることができるようなシステムとネットワークの構築が必要です。そのためには、個別の計画・構想が総合的に推進されること、住環境の整備を図ること、外出支援のための交通施策が確立されることが必要です。

そのためには、何よりも市民が住んでいる地域の問題として福祉施策等の現状と課題を把握することが重要です。

以上のことを担保するために、市民参加条例を制定し市民参加による各種施策の推進を図ります。

計画の推進に向けて

- ◆ 計画の実現には地域の力を結集することが必要です。
地域に住む皆さんの参加をベースに、それぞれが役割をもって課題解決に取り組み、お互いが連携を図って美浜区全体の福祉力を上げることが必要です。
- ◆ 行政の支援
行政は、地域の取り組みを支援するとともに、地域福祉推進のための基盤づくりを行います。

担い手として期待される主な役割

- ◆ 個人、家庭、近隣住民
 - ・ 日常的なあいさつの励行
 - ・ 家族や家庭の中からはじめる福祉意識の醸成
 - ・ 自らのネットワークを活用した交流、情報、相談活動
 - ・ 地域福祉活動への積極参加……………など
- ◆ 町内自治会、民生委員・児童委員、福祉関連施設など
 - ・ 町内自治会活動の活性化
 - ・ 有効なサポーター（ボランティア等）の発掘
 - ・ 自治会館、集会所等の有効活用
 - ・ 福祉活動推進員（社協地区部会）との連携
 - ・ 民生委員・児童委員の活動推進
 - ・ あいさつ運動等の促進
 - ・ 福祉関連施設の地域交流の促進、設備、マンパワー、ノウハウの活用……………など
- ◆ 社会福祉協議会（市社協、区事務所、地区部会）
 - ・ 区事務所の体制強化
 - ・ 区内全域への社協地区部会の設置推進・支援
 - ・ 福祉施設、福祉関連企業、NPO・市民活動団体等への会員加入の促進
 - ・ 区単位の連絡協議会等の設置による各団体間の連携の強化
 - ・ 市民活動への相談・活動支援……………など

◆ 千葉市

- ・美浜区地域福祉計画の進行管理
- ・市民活動・ボランティア活動への支援
- ・高齢者、障害者、児童等の個別計画等との有機的な連携
- ・行動や参加に制限のある方を含む全ての市民が望む暮らしを実現するための施設、設備、仕組みの整備
- ・学校、公民館、福祉施設等の公的施設の地域開放

……………など

美浜区地域福祉計画推進協議会の設置

- ◆ 美浜区地域福祉計画の円滑な推進を図るため、平成18年4月に「美浜区地域福祉計画推進協議会」を設置しました。

- ◆ 同協議会は、区計画に関する情報の拠点として、情報交換を通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取り組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整などを行います。

- ・ 区の地域福祉計画の取組状況の把握
- ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ・ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- ・ 区の地域福祉計画に関する広報

……………など

- ◆ 委員は、町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、社会福祉事業者、地域住民（公募）などから幅広く選定されています。

- ・ この冊子はPR版（概要版）です。さらに詳しく知りたい方は、千葉市のホームページなどをご利用ください。
- ・ このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで使用される場合などは、「保健福祉総務課」又は「美浜保健福祉センター保健福祉サービス課」までご連絡ください。

《問い合わせ先》

○千葉市役所 保健福祉局保健福祉総務課 計画調整班

電 話 043-245-5158

F A X 043-245-5546

電子メール somu.HW-kc@city.chiba.lg.jp

○美浜保健福祉センター 保健福祉サービス課 保健福祉総合相談窓口

電 話 043-270-3168

F A X 043-270-3281

美浜区地域福祉計画（PR版）



発 行 平成18年3月

改 訂 平成19年4月

編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1